

## 迷惑行為に対する当院の対応について

当院では、全ての患者さんご家族等が安心して医療を受けていただくため、またスタッフの労働環境を守るため、以下の行為を禁止しております。これらの迷惑行為をされた場合、医療の提供を拒否すること（強制退院を含む）や所轄の警察署へ通報することがあります。

### 禁止行為

- 他の患者さんや医療スタッフに対する暴言・威嚇
- 施設内での喧嘩や騒音の発生
- 無断での撮影や録音
- 医療指示の無視や、故意に設備を破損する行為
- 過度なクレームや理不尽な要求
- スタッフや他の患者のプライバシーの侵害
- ハラスメント、卑猥な言動や性的な行動
- スタッフや他の患者に対するストーカー行為

これらの行為は、他の患者さんの治療やスタッフの労働環境にも影響を与え、医療提供体制を妨げることとなります。ご理解とご協力をお願いいたします。

### 【関連する法律】

迷惑行為に対しては、刑法およびその他の関連法律に基づき対処することがあります。

### 刑法に基づく主な罪として考えられるもの

- ・ **暴行罪（刑法第 208 条）**  
医療スタッフや他の患者に対して暴力を振るう、物を投げつけた
- ・ **脅迫罪（刑法第 222 条）**  
他人を脅して脅迫的暴言、その意思に反する行為をさせること
- ・ **器物損壊罪（刑法第 261 条）**  
故意に医療機器や施設を破損する行為
- ・ **名誉毀損罪や侮辱罪（刑法第 230 条、第 231 条）**  
卑猥な言動や不適切なハラスメント行為により、他人の名誉や尊厳を傷つける場合
- ・ **ストーカー行為防止法**  
繰り返しの追跡や監視など、相手の安全や平穏を侵害する行為

これらの法律に違反した場合、警察への通報を含む厳正な対応を取ることがあります。

当院では、皆様が安全で快適に過ごせる環境を提供するため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。